

分譲のご案内

(佐久市土地開発公社 令和元年5月1日)

1 お申込み

- ① 申込者の資格
 - (1) 自己の住宅（アパート・マンション等、共同住宅を除く。）を建築する宅地を必要としている方。
 - (2) 宅地を買受け後、概ね3年以内に自己の住宅を建築しようとする方。
 - (3) 申込者と契約者（所有者）は、同一人であること。
- ② 申込み方法
宅地分譲申込用紙（別紙。公社HPからもダウンロード可）に所定の事項をご記入の上、住民票（世帯全員）1通を添えてお申し込み下さい。
- ③ 申込時間
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝祭日は受付できません）
- ④ 申込場所 佐久市土地開発公社

2 売買契約及び土地売買代金の納入方法

お申込み後、ご都合の良い日に現地にて、公社職員と最終確認のための立会いを経てご契約締結となります。

現地立会終了後、概ね2週間以内に、内金として、土地売買代金の10%以上の金額を納入していただき契約の締結を行います。内金納入日を契約日とします。

契約締結後、2ヶ月以内に土地売買代金の残金及び登録免許税を納入していただきます。振込手数料は別途ご負担願います。

3 所有権移転登記

土地売買代金及び登録免許税を完納後、佐久市土地開発公社にて土地の所有権移転登記を行います。

4 土地の引渡し

所有権移転登記完了をもって土地の引渡し、工事着手願います。

5 公租公課

分譲地の購入に際し、以下の税金が課税されます。

(1) 取得時に課税される税金

印紙税（国税） 売買契約書に貼付（収入印紙）

売買代金が 500 万円超 1,000 万円以下・・・ 5,000 円

（～R2.3.31 まで）

登録免許税（国税） 不動産の移転登記に課税される税

土地評価額 の 1.5%＝登録免許税（1.5%は R3.3.31 まで）

(2) 取得後に課税される税金

固定資産税（市税）

土地、家屋に課税される税。

その年の 1 月 1 日現在の所有者に課税（毎年）

土地評価額 の 1.4%＝固定資産税

都市計画税（市税）

都市計画区域に指定された土地、家屋に課税される税。その年の

1 月 1 日現在の所有者に課税（毎年）

土地評価額 の 0.2%＝都市計画税

不動産取得税（県税）

土地、建物を取得した時に課税される税（取得時のみ）

土地評価額 × 1/2 の 3%＝不動産取得税（1/2 は R3.3.31 まで）

6 負担金

要、上水道加入者負担金。（下水道加入者負担金は不要）

7 その他

地盤調査、文化財保護法等について

各団地の地盤調査は実施しておりません。契約前の地盤調査は個人負担で実施できます。必要がある場合には、購入者様の負担により地盤改良工事等を実施願います。

また各団地は遺跡包蔵地内のため、文化財保護法による届け出が必要です。事前に佐久市文化財事務所（TEL：0267-63-5321）へご確認下さい。

（お申込み・お問合わせ） 〒385-0043

長野県佐久市取出町183番地（佐久市野沢会館2階）

佐久市土地開発公社 電話0267-62-8667